

農地法第 3 条許可に必要な書類

書 類	部数
農地法第 3 条の規定による許可申請書	1 部
土地改良区資格得喪通知書 (申請地が河南矢本土土地改良区の区域内の「田」の場合。)	1 部
賃貸借契約書又は使用貸借契約書 (賃借権又は使用貸借権を設定する場合。許可後、2 部を返却します。)	3 部
委任状 ※委任者は、自署・押印してください。 (代理人が申請する場合。)	1 部

< 譲渡人 (又は貸し手) >

書 類	部数
土地登記簿謄本 ※法務局発行。	1 部
印鑑登録証明書 ※市区町村発行。	1 部

< 譲受人 (又は借り手) >

書 類	部数
農地法第 3 条の規定による許可申請書 (別添)	1 部
農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙 1)	1 部
農地所有適格法人としての事業等の状況 (別紙 2) (農地所有適格法人の場合。)	1 部
住民票抄本 ※市区町村発行。 (他市町村の方の場合。)	1 部
定款、法人登記事項証明書及び法人印鑑証明書 ※法務局発行。 (法人の場合。)	1 部
2 親等内の親族であることが分かる書類 ※戸籍謄本及び除籍された戸籍謄本等。 (世帯員等として申請する場合。)	1 部
耕作証明書 (他市町村の方の場合。)	1 部
農用地等利用計画書 (新規就農又は他市町村の方の場合。)	1 部
位置図 ※譲受人の自宅から申請地までの通作路を表示した図面。 (新規就農又は他市町村の方の場合。)	1 部
買受適格証明書 ※市区町村発行、3 か月以内のもの。 (競売参加により農地を取得する場合。)	2 部
期間入札の公告、物件目録 ※裁判所発行。 (競売参加により農地を取得する場合。)	1 部

※公的機関が発行する証明書等は、3 か月以内のものに限る。

※許可申請の締め切りは、毎月 10 日 (締切日が土・日曜日、祝日等の場合はその翌日) です。